

公益財団法人福岡県女性財団の役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人福岡県女性財団定款第27条第1項の規定に基づき、公益財団法人福岡県女性財団における常勤の理事の報酬額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤の理事の報酬額は、年額とし、別表第1に定める総額の範囲内において評議員会で決定する。

- 2 非常勤の役員は、無報酬とする。
- 3 役員には、退職手当は支給しない。

(新たに常勤の理事に就任したときの報酬)

第3条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

- 2 前項の規定により報酬を支給する場合において、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退任又は解任時の報酬)

第4条 常勤の理事が退任し、又は解任されたときは、当該退任し、又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

- 2 前項の規定により報酬を支給する場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支払方法)

第5条 常勤の理事の報酬は、その全額を通貨で直接常勤理事に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤の理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤の理事に支払うべき報酬金額から、その金額を控除したものとする。

(報酬の支給日)

第6条 常勤の理事の報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。

ただし、支給日が日曜日、土曜日、休日又は休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日、休日又は休館日でない日に支給する。

(報酬額の決定基準)

第7条 常勤の理事の報酬は、社会情勢等を勘案して評議員会で決定する。

(通勤手当)

第8条 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

- 2 前項の通勤手当の額及び支給方法については、福岡県職員の給与に関する条例の適用を受ける者の例による。

(旅費)

第9条 常勤の理事には、出張に要する経費として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例別表第3に規定するその他の特別職にある者の例による。

(給与等規程の準用)

第10条 その他常勤の理事の報酬等に関する事項は、この規程に定めるほか、公益財団法人福岡県女性財団職員の給与及び旅費等に関する規程に準ずる。

(委任)

第11条 この規程の運用に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月26日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

| 役 職 | 報酬の年額 (総額) |
|------|--------------|
| 常務理事 | 8, 300, 000円 |